**法律顧問契約書**

依頼者 ●●（以下「甲」という。）と弁護士 ▲▲（以下「乙」という。）は、甲が、乙に対し、甲の法律顧問としての職務を委嘱し、乙はこれを受託したため、以下のとおり法律顧問に関する契約（以下「本契約」という。）を締結する。

# **（法律事務の委嘱等）**

甲は、乙に対し、いつでも甲の法律上の問題について相談し、意見若しくは鑑定を求め、又は法律上の事件の処理の委嘱等（以下、併せて「法律事務の委嘱等」という。）をすることができる。ただし、弁護士法又は弁護士倫理上受任することが相当でない場合はこの限りでない。

# **（顧問料等）**

1. 甲は、乙に対し、顧問料として、月額 金＊＊＊＊円（消費税別）を支払う。
2. 甲は、乙に対し、乙が発行する請求書に従い、毎月末日（当該日が金融機関の休業日の場合は翌営業日）までに、当月分の前項に規定する顧問料を、これに課される消費税及び地方消費税（以下、併せて「消費税」という。）相当額を加算し、源泉徴収額を控除した上で、乙の指定する下記の金融機関口座宛て振込送金の方法により支払う。なお、振込手数料は甲の負担とする。

記

銀行・支店名　　　＊＊銀行＊＊支店

種別　　　普通預金

口座番号　　　＊＊＊＊＊＊＊

口座名義　　　弁護士 ▲▲

# **（報酬の計算方法）**

1. 甲が、乙に対し、第１条に基づき法律事務の委嘱等をした場合には、その報酬として、甲は、乙に対し、１時間あたりのタイムチャージ単価＊＊＊＊円に、当該法律事務の処理に要した時間（調査時間及び移動時間を含む。）を乗じることによって得られる金額（消費税別）を支払う。
2. 前項の報酬は、当該報酬が発生した月の顧問料及び当該月の前●ヶ月間に支払われた顧問料のうち、未だ報酬が充当されていない部分に、当該部分の支払時期が早い順に充当するものとし、前項に基づき算定した報酬の金額が、顧問料の金額を下回る場合には、別途請求しない。
3. 前項の処理を行った結果、第１項に基づき算定した報酬の金額が顧問料の金額を上回る場合には、甲は、乙に対し、乙が発行する請求書に従い、請求書を受領した月の翌月末日（当該日が金融機関の休業日の場合は翌営業日）までに、当該超過金額を、これに課される消費税相当額を加え、源泉徴収額を控除した上で、前条第２項所定の金融機関口座宛て振込送金の方法により支払う。なお、振込手数料は甲の負担とする。

# **（実費等）**

1. 前二条の顧問料及び報酬に加え、甲は、乙に対して、収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通費、通信費、宿泊料、その他第１条所定の法律事務の処理に要する実費等（以下「実費等」という。）を支払う。
2. 甲は、乙に対し、前項の実費等を、乙が発行する請求書に従い、請求書を受領した月の翌月末日（当該日が金融機関の休業日の場合は翌営業日）までに、第２条第２項所定の金融機関口座宛て振込送金の方法により支払う。なお、振込手数料は甲の負担とする。

# **（報酬の相殺等）**

1. 甲が顧問料、報酬若しくは実費等を支払わない場合は、乙はこれらと甲に対する金銭債務とを相殺し、又は第１条所定の法律事務に関して保管中の書類その他物件を甲に引き渡さないことができる。
2. 前項の場合には、乙は速やかに甲にその旨を通知しなければならない。

# **（事務処理の中止等）**

1. 甲が顧問料、報酬若しくは実費等の支払を遅滞した場合は、乙は第１条所定の法律事務の処理に着手せず、又はその処理を中止することができる。
2. 前項の場合には、乙は速やかに甲にその旨を通知しなければならない。

# **（秘密保持）**

乙は、その職務上知った甲の秘密を厳に保持するとともに、第三者に開示せず、また、本契約に基づく業務の遂行以外の目的で使用しない。ただし、甲の事前の書面による同意がある場合又は法律上及び弁護士倫理上開示が許される場合はこの限りでない。

# **（有効期間及び期間内解約）**

1. 本契約の有効期間は、本契約締結日から●年間とする。ただし、期間満了の１か月前までに当事者のいずれからも本契約を終了させる旨の申入れがない場合には、本契約は従前と同一の条件で１年間更新されるものとし、以後も同様とする。
2. 前項の定めにかかわらず、当事者のいずれも、前項に規定する有効期間内においても、将来に向かって本契約の解約を申し入れることができる。この場合においては、解約した月の顧問料については全額が発生するものとする。

# **（協議事項）**

本契約について定めのない事項若しくは解釈上の疑義が生じた場合は、甲及び乙は誠意をもって協議する。

# **（合意管轄）**

本契約に関連して甲乙間に生じる一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として、本契約書２通を作成し、甲及び乙は記名・押印の上、各１通を保有することとする。

２０２０年●月●日

依頼者（甲）　住所

　　　　　　　会社名

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

受任者（乙）　住所

事務所名

弁護士 ▲▲　　 　 　　　　　　　　　　　㊞